

さいたま市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する
法律施行細則

平成 15 年 4 月 15 日

規則第 146 号

さいたま市鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行細則(平成 13 年さい
たま市規則第 188 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に
関する法律(平成 14 年法律第 88 号。以下「法」という。)の施行に
関し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行
令(平成 14 年政令第 391 号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律施行規則(平成 14 年環境省令第 28 号。以下「省
令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとし
る。

(鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の申請)

第 2 条 省令第 7 条第 1 項の規定による申請は、鳥獣の捕獲等又は
鳥類の卵の採取等許可申請書(様式第 1 号)により行うものとする。
(従事者証の交付の申請)

第 3 条 省令第 7 条第 7 項の規定による申請は、従事者証交付申請
書(様式第 2 号)により行うものとする。

(鳥獣飼養登録票の交付及び有効期間の更新の申請)

第 4 条 省令第 20 条第 1 項及び法第 19 条第 5 項の規定による申請
は、鳥獣飼養登録票交付(有効期間更新)申請書(様式第 3 号)によ
り行うものとする。

2 前項の申請に際しては、市長に当該飼養に係る鳥獣を提示して、
その確認を受けなければならない。

(飼養登録鳥獣の譲受けの届出)

第 5 条 省令第 21 条の規定による届出は、飼養登録鳥獣の譲届出
書(様式第 4 号)により行うものとする。

2 前項の届出に際しては、市長に当該飼養に係る鳥獣及び当該鳥獣
に係る登録票(法第 19 条第 6 項に規定する登録票をいう。)を提示
して、その確認を受けなければならない。

(販売禁止鳥獣等の販売許可の申請)

第 6 条 省令第 24 条第 1 項の規定による申請は、販売禁止鳥獣等の
販売許可申請書(様式第 5 号)により行うものとする。

(許可証等の再交付の申請)

第7条 省令第7条第10項、第20条第4項及び第24条第4項の規定による申請は、許可証等再交付申請書(様式第6号)により行うものとする。

2 前項の申請が省令第7条第10項の許可証若しくは従事者証、第20条第4項の登録票又は第24条第4項の販売許可証(以下この項において「許可証等」という。)の損傷によるものである場合は、その損傷した許可証等を市長に返納しなければならない。

(許可証等に係る住所変更等の届出)

第8条 省令第7条第11項及び第12項、第20条第5項並びに第24条第5項の規定による届出は、許可証等に係る住所等変更届出書(様式第7号)により行うものとする。

2 前項に規定する届出をしようとする者は、省令第7条第11項の規定による届出の場合にあっては同項の許可証を、同条第12項の規定による届出の場合にあっては同項の従事者証を、省令第20条第5項の規定による届出の場合にあっては同項の登録票を、省令第24条第5項の規定による届出の場合にあっては同項の販売許可証を市長に提出して、変更に係る事項の記載を受けなければならない。

(許可証等の亡失の届出)

第9条 省令第7条第13項及び第14項、第20条第6項並びに第24条第6項の規定による届出は、許可証等亡失届出書(様式第8号)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成15年4月16日から施行する。

附 則(平成17年3月25日規則第31号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月23日規則第89号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年 月 日規則第 号)

この規則は、平成27年5月29日から施行する。